

監 発 第 57 号
令和7年9月26日

請求人 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

酒田市職員措置請求書について（通知）

令和7年9月19日付けで收受した酒田市職員措置請求書（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、酒田 DMO 運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和 7 年 4 月 11 日付け 交発第 29 号 補助金等交付額確定通知書により酒田 DMO 運営費補助金（以下「補助金」という。）34,537,000 円が確定したが、補助金の交付先である一般財団法人酒田 DMO（以下「交付先」という。）が補助対象額に含まれる「美酒美食対策」として A 社に支払った 880,000 円の事業は、見積金額に正当な根拠が乏しく金額や履行内容に疑義があり、法第 2 条第 14 項および地方財政法第 4 条第 1 項に反しているとし、監査委員は酒田市補助金等交付規則第 14 条による報告書等の審査及び現地調査を行い、交付先が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認められる場合は、酒田市長に対し補助金を返還させるよう勧告することを求めている。
- 2 法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものである。
そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており、かつ、財務会計上の行為等について、違法又は不当とする理由が、これらを証する書類を添えた上で具体的に摘示されなければならない。
- 3 本件措置請求において、請求人は、要綱第 2 条の補助金の交付対象「美酒美食ツーリズム対策事業」の活動のひとつとして、交付先が A 社と業務委託契約を締結した「美酒美食のまち酒田プロモーションイベント」（B 会場）の開催経費 880,000 円（税込 補助率 10/10）は、見積金額のスタジオ費用（機材等利用料含む）一式 330,000 円（税込）、イベント開催経費（当日スタッフ 集客 P R 費用 運営管理）一式 550,000 円（税込）に正当な根拠が乏しく疑義があると主張している。当該イベントの契約内容は、①本市の美酒美食の紹介②酒田の地酒、クラフトビールの試飲③酒田の特産品を使用した料理の提供④酒田の物産の展示⑤観光資源の紹介（映像やパンフレットを活用）である。ちなみに令和 6 年度補助金収支決算書によると「美酒美食ツーリズム対策事業」の実績額は 3,147,406 円であるが、その内訳に「美酒美食のまち酒田プロモーションイベント」費用 880,000 円が含まれているかは、提出書類では明らかではない。しかし、請求人は、交付先が A 社と業務委託契約を締結する際の起案文書を根拠に、補助対象経費に含まれているとしている。そのうえで、疑義がある根拠として、スタジオ費用の 330,000 円は、B 会場から徒歩 12 分のところにある都内で最大の貸会議室を運営する X 社の会議室の使用料は 1 時間当たり 4,000 円であること、都心の平河町にある Y ホ

テル（5階 会場名 Z 立食 200名収容）が302,500円（3時間）であることから、荒唐無稽な金額であり、監査委員に対し積算内容を求め精査されたいという主張である。

しかしながら、B会場の使用時間数や機材等の内容、収容面積等など、使用条件を考慮した上での比較等ではなく、妥当とする金額も示されていないため、要綱に基づく当該イベント会場費用を不当とする具体的な根拠は明らかではない。

また、イベント開催経費550,000円については、請求人は内容が不明としつつも、試算を行っている。その内容は、A社の実働日数を、A社の休日を除く契約日からイベント開催前日までの6日間とし、業務時間は、1日あたり4時間、イベント当日は準備に1時間、イベントに3.5時間、片付けに1時間、イベント報告書の作成に4時間で、合計33.5時間、その時間数に当時の東京都最低賃金1,136円を乗じ、諸手当、A社の利益を含め114,168円と試算している。開催費用550,000円から114,168円を差し引いた435,832円を地酒やクラフトビールの試飲、料理の提供費用とすれば、参加者一人あたり36,319円と高額であり、実際に提供した飲み物・食材等の領収書（名称・数量・金額が明確にわかるもの）により内容を精査されたいという主張である。さらに、当該イベントの参加者は12名で内訳は不明としつつも、仮に参加者が身内の場合は、要綱第3条に規定される補助対象外経費の懇親会費に該当することになるため、全ての参加者について、氏名・交付先及びA社との関係・申込日時が客観的に証明できる文書等により実態を明らかにされたいという主張もしている。

この点についても、請求人自身も述べているとおり、不当とする具体的な根拠は明らかにされておらず、請求人の推測の域を出ないものである。

請求人は、交付先とA社との業務委託契約において、履行内容に正当な根拠が乏しく疑義があるなどの主張はするものの、請求人の提出資料を精査しても、当該イベントの実施に関し、いかなる疑義があるのか、個別的、具体的に摘示していない。

さらに請求人は、監査委員に対し、スタジオ費用の額の精査を求めているほか、イベント参加者の内訳を調査することを求めているが、前記2に記載したとおり不適法である。

4 このように、請求人は、当該イベント実施について、違法又は不当とする理由を具体的に摘示しないままに、漠然と違法又は不当の疑いがあるとして、監査委員に調査を求めているものである。また、当該補助金は、要綱の規定に基づき実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定しているものであり、請求人の提出書類を精査しても、当該イベントの実施によって損害が発生したと推認できるものはない。

5 よって、本件措置請求は、法第242条に規定する要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。